
第 3 章

分野別方針

- 3-1. 土地利用
 - 3-2. 市街地整備
 - 3-3. 道路・交通
 - 3-4. 都市施設整備
 - 3-5. 安全・安心まちづくり
 - 3-6. 水とみどりの整備
 - 3-7. 都市景観づくり
-

【主な文末表現の定義】

- ・推進します、進めます：政策として、特に力を入れ進めていくもの
- ・取組みます、行います：政策として、進めていくもの
- ・図ります：政策として実現できるよう試みるもの
- ・努めます：他機関等と協働して、可能な限り進めていくもの
- ・検討します：今後必要とされる個別の施策として進めていくもの
- ・促進します：他機関、民間事業者等に働きかけるもの

3-1. 土地利用

1. 基本的な考え方

- 用途地域外での無秩序な開発を抑制し、質の高い持続可能な都市経営（都市の成長管理）を実現するため、拠点への都市機能の誘導及び拠点と一体となった居住地の形成を図るとともに、交通ネットワークの充実により、多極連携・集約型都市の形成を目指します。
- 一定の人口及び都市機能が集積する既成市街地では、将来の人口減少（補足¹）、都市の質的充実や多様性の創出に向けた土地利用の規制・誘導を図ります。
- 本市の美しい景観、豊かな文化を彩り、まちを構成する骨格的な要素である豊かな自然環境の保全を基本としながら、良好な住環境の形成や産業振興・観光交流などを推進するため、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。
- 「うるま市景観計画」で定められた建築物の高さ制限に基づき、土地利用との整合を図りながら地域固有の街並みを守ります。
- 地域の特性を踏まえ、必要に応じて、地域地区（用途地域・特定用途制限地域など）や地区計画、景観計画などの見直しを検討します。
- これらの計画的な土地利用の実現に向けて、立地適正化計画の策定及びエリアマネジメントを検討します。

<計画の体系>



補足¹「うるま市人口ビジョン改定版」では、令和12年をピークに人口が減少する見込みである。一方、用途地域外（いわゆる市街地外）での開発、人口増加が進んでおり、このままでは既成市街地の空洞化、用途地域外での開発に伴うインフラ整備の拡大により、行財政を圧迫することが想定される。

2. 土地利用の方針

(1) 住居系土地利用

<用途地域内>

指定された用途に応じ適正な土地利用が行われるよう、規制・誘導します。

① 拠点周辺の住宅地

- 各拠点地区内及び都市軸沿いの住宅地は、商業施設や行政機能など多様な都市機能が集積している特性を生かし、高密度・複合的な土地利用により、利便性の高い賑わいのある住環境の形成を図ります。



安慶名土地区画整理事業地区の住宅地

② 一般住宅地

- 生活サービスの核となる拠点へのアクセスが容易で、一体的な生活圏を形成する拠点周辺の住宅地は、一定の生活サービス機能を確保した利便性の高い快適な中層住宅地の形成を図ります。



石川市街地の住宅地

③ 低層住宅地

- 低層の住宅地が立ち並ぶ住宅市街地は、低層の戸建住宅や集合住宅を主体とし、既存の良好な住環境の維持・形成を図ります。

④ その他良好な住宅地形成に向けた方針

- 良好な住環境の維持・形成を図るため、市街地環境の保全や都市基盤整備と一体となった市街地の再編を推進します。
- 土地区画整理事業により整備された良好な市街地は、敷地の分割や人口密度の増加による住環境の悪化を防止するため、地区計画の指定などによる市街地環境の維持に向けた検討を行います。



地区計画が指定された市街地
(石川西地区地区計画)

- 8 小さな拠点: 小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点
- 9 ウォーカブルなまちづくり: 居心地が良く歩きたくなるまちづくり。
現在、国内外の多くの都市において、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換する取組みが推進されている。居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり(ウォーカブルなまちづくり)を進めることは、人々が憩い、集い、多様な活動を繰り広げられる場づくりにつながると同時に、環境に優しいまちづくりにつながるとされている。また、これらの実現に向けて、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組みが進む。

<用途地域外>

特定用途制限地域や各種法制度との整合を図りながら、無秩序な開発を抑制し、地域特性に配慮した、良好な住環境の維持・形成に努めます。

①集落保全地

<用途地域周辺の住宅地>

- 用途地域内の市街地と連続する住宅地や、人口密度が高く一定規模の市街地を形成する郊外住宅地は、周辺環境と調和した土地利用の規制・誘導を図るとともに、主要生活道路の整備などにより、良好でゆとりのある住環境を維持します。
- 一定の社会資本が整い、用途地域内の市街地と一体的な住宅地を形成する地区においては、地区の開発動向や目指す土地利用方針を踏まえ、用途地域の指定など、適正な土地利用を検討します。

<集落地>

- 集落のコミュニティや地域福祉を維持するとともに、地域振興に向けた利活用を図るため、公民館や学校跡地などを核とした小さな拠点⁸づくりを進めます。
- 集落及びその周辺においては、既存集落の無秩序な拡大を抑制しながら、農地と住宅地が調和した土地利用の規制、誘導を検討します。



旧校舎を活用した地域の拠点施設
(HAMACHU) 浜比嘉島

(2) 商業系土地利用

①拠点地区における商業地

<中心拠点>

- 本庁舎周辺から安慶名地域の中心拠点においては、市の魅力や活力を牽引するまちの顔として、利便性の高い土地にひと・もの・機能・情報を誘導させるため、多様な機能が複合し、共存する都市空間の形成を進めます。
- 高等学校が4校立地する特性を生かし、学生がまちなかで過ごすことのできる環境や、若者が中心となった賑わい空間の創出など、新たな魅力を感じる拠点づくりの検討を進めます。
- 多様な機能の誘導に加え、公共空間、歩道空間などを活用し、回遊性が高く、まちなかにおける交流・滞在を促進するウォーカブルなまちづくり⁹に向けた土地利用を推進します。



安慶名土地区画整理事業地区の
商業地



ウォーカブルなまちのイメージ
(他都市事例)

第2次うるま市都市計画マスタープラン

- 安慶名交差点は、沖縄市方面、与那城・勝連方面、石川方面への幹線道路が交差する交通の要衝であることから、広域交通結節点として、誰もが便利に公共交通を利用できる環境の整備を検討します。また、本地区の高度利用を推進するため、必要に応じて地区計画の見直しを検討します。

<副拠点及び地域拠点>

- 北部（石川）市街地周辺、江洲・赤道地域の副拠点においては、本市及び周辺都市圏における様々な都市活動やサービスの拠点として、商業・業務系機能に加え、医療・福祉・行政サービスや観光交流など、複合的な土地利用を推進します。
- 旧勝連庁舎周辺・旧与那城庁舎周辺の地域拠点においては、生活便利施設の誘導・集積を促進することで、島しょ地域を含めた周辺地域の日常生活サービス機能の需要に応え、定住人口の維持（増加）を図ることができる土地利用を推進します。



石川市街地の商業地



旧与那城庁舎周辺の市街地



県道 33 号（川田州崎線）沿道の市街地

②沿道商業地

- 県道 33 号線（川田州崎線）沿道は、中城湾港新港地区の近接性などを生かしながら、用途地域内へ商業や業務サービス施設などの立地誘導を進めます。
- 各拠点を結ぶ県道 75 号線（沖縄石川線）など都市軸上の沿道商業地については、拠点同士の連携により都市の一体性を創出するとともに、生活利便性を向上させるため、都市的土地利用を推進します。
- 用途地域外における都市軸沿道については、特定用途制限地域（幹線道路沿道地区）及びその他法制度の位置づけを踏まえた規制・誘導を基本としながら、地域の生活利便性の確保や地域振興に向けて、必要に応じて開発の誘導を進めます。

- 10 国際物流拠点産業集積地域：沖縄における産業及び貿易を振興し、沖縄の自立型経済の構築を目的とした国際物流拠点産業集積地域制度に基づき指定された地域で、税制上の特例措置や、中小企業信用保険法等の特例、沖縄振興開発金融公庫の融資制度等の活用が可能となる
- 11 滞在型観光：バスツアーなどで複数の観光目的地を駆け足で巡る周遊型観光とは異なり、1ヵ所あるいは一定の地域に宿泊し、体験型レジャーなどを楽しむ観光スタイルのこと
滞在型観光を楽しむ観光客は、地域の文化に触れ、地域の住民と交流できる機会が豊富にあり、豊かで深い体験を味わうことが可能となる

(3) 産業・物流系土地利用

①中城湾港新港地区

- 中城湾港新港地区については、「東海岸サンライズベルト構想」に基づき、国際物流拠点産業集積地域¹⁰として機能するための基盤強化及び産官学が連携した各種研究、施設の立地などを図ります。
- 物流インフラの整備促進及びクルーズ船の寄港に対応した港湾機能の向上を目指します。

②新規産業誘導地区

- 仲嶺・上江洲地区においては、「うるま市産業基盤整備計画基本計画」に基づき、新規産業用地の確保・雇用の場の創出に向けた土地利用を推進します。
- 石川ビーチから金武湾港石川地区のエリアにおいては、「うるま市産業基盤整備計画基本計画」に基づき、マリナー機能など滞在型観光¹¹空間を創出し、交流人口を増進する産業集積に向けた土地利用を検討します。
- 石川インターチェンジ周辺においては、地域のにぎわい創出を図るため、アクセス性の高さを生かした交通機能及び観光振興に資する機能などを有する交流拠点として公民連携による整備を検討します。
- 「(仮称)うるまインターチェンジ」の追加インターチェンジの検討に合わせて、新たな産業基盤の構築に向けた土地利用についても検討します。
- 新規産業誘導地区においては、計画的な都市基盤整備を一体的に進め、周辺環境と調和した土地利用を推進します。

③工業地

- 工業用地については、周辺の住環境や自然環境に配慮した土地利用を推進します。

④エネルギー供給地

- 平安座島の油槽所周辺や具志川及び石川地域の火力発電所周辺においては、民間事業者と連携のもと、周辺環境に配慮した土地利用を推進します。

⑤港湾・漁港

- 港湾については、港湾計画に基づき周辺環境に配慮した港湾機能の充実を図ります。
- 漁港については、漁港施設保全計画に基づき計画的に施設の更新及び適切な維持管理を行います。



中城湾港新港地区



仲嶺・上江洲地区
(新規産業誘導を検討する地区)

(4) 農地

①農地の保全

- 農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、「うるま市農業振興地域整備計画」に基づき、優良な農地の維持・保全を推進します。

②農地の活用

- 農地を転用する際には、周辺の営農環境に配慮し、関係機関と調整のもと、住環境と調和した土地利用の誘導に努めます。

③農地と住環境の調和

- 住宅と畜舎が混在しないよう集団的な農地（生産環境）の保全を推進します。また、悪臭問題発生防止のため、畜産農家へ「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準の啓蒙に努めます。



優良農地（伊計島）



農地と住環境の調和（下原地域）

(5) その他自然地

①その他自然地の保全

- 「うるま市環境基本計画」に基づき、地域の豊かな自然環境の保全を推進します。

②緑地・斜面林の保全

- 森林が持つ市土の保全や水源涵養¹²、生物多様性の保全、温室効果ガス吸収源、レクリエーションなどの公益的機能を認識し、将来世代がこれらの多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けた多様で健全な森林の保全を推進します。
- 「うるま市みどりの基本計画」に基づき、都市内部の貴重な緑地である公園などのまとまった緑地や斜面林の維持・保全に努めます。



市街地を囲む貴重な緑地（石川高原周辺）



市街地内の緑地（安慶名闘牛場）

③海岸・河川の保全

- 市土の保全と安全性の向上に資するため、海岸・河川の保全に努めます。
- 海岸については、漁業・海上交通及び親水空間としてレクリエーションなどの各種利用への期待を踏まえつつ、沿岸域の多様な生態系の確保及び景観の保全・再生、汚濁負荷対策、漂着ごみ対策を図ります。
- 河川については、良好な散策空間として活用するほか、自然の水質浄化作用や生物の生息・生育空間、さらに都市における貴重なオープンスペース及び熱環境の改善といった、多様な機能の維持・向上に努めます。

④観光・リゾート開発

- 歴史・文化遺産や、自然を観光資源として活用する際には、地域の意向や住環境、景観、自然環境の保全に配慮し、周辺の土地利用と調和した計画的な開発、適正な施設の立地を検討します。
- 東部地域及び島しょ地域は、「うるま市観光振興ビジョン」や「うるま市景観計画」の方針を踏まえて、観光をはじめ、地域の振興に向けた計画的な土地利用を進めます。



伊計ビーチ
出典：うるま市観光物産協会 HP



サンライズヨガ(ホテル浜比嘉島リゾート)
出典：うるま市観光物産協会 HP

(6) 墓地

- 歴史的・文化的背景から個人墓地が設置され散在化している現状を踏まえ、「うるま市墓地整備基本計画」に基づいた墓地禁止区域について市民への周知を継続し、可能な限り個人墓地の集約化を図ります。
- 市民の新たな墓地需要に応えるため、公営墓地などの整備を検討し、まちの景観の向上や土地の有効利用を推進します。

(7) 駐留軍用地

- 返還後の跡地利用については、地権者や周辺住民との合意形成を図りながら、計画的かつ有効な土地利用を推進します。

(8) 新たな土地利用の規制・誘導の方針

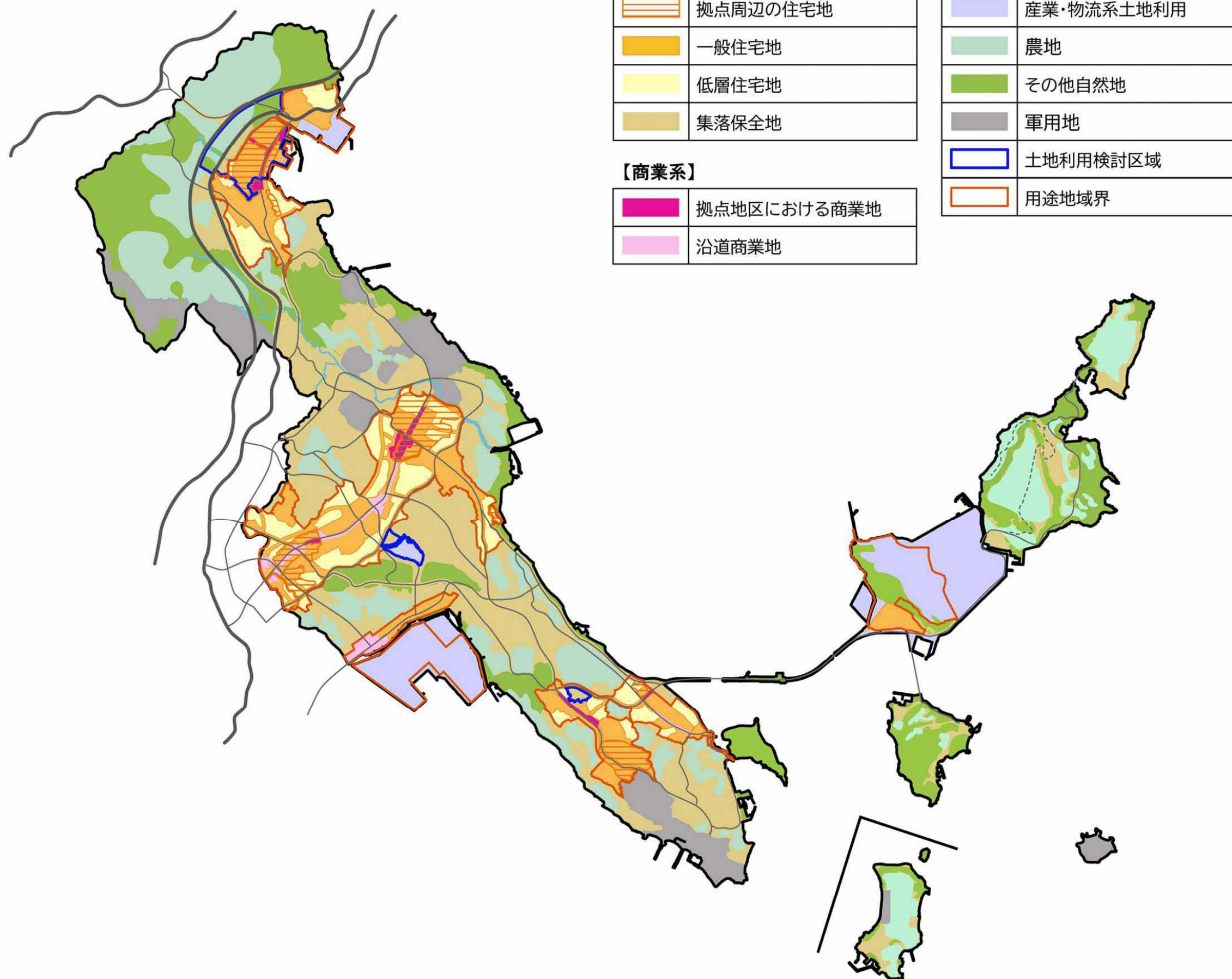
①市街地（用途地域内）

- 用途地域、地区計画制度など都市計画の手法を適切に組み合わせ、住居系、商業・業務系、産業・物流系などの用途に応じた秩序ある土地利用を行います。
- 集約型都市の形成に向けて、市街地開発事業の実施地区をはじめ、これまでに蓄積された社会資本を有効に活用するとともに、高密度・複合的な土地利用を進め、市街地（都市）の質的充実を図ります。
- 新たに市街地開発事業や道路整備が実施される地区や指定された用途地域と現況の土地利用が大きく異なる地区においては、将来の土地利用に適した用途地域などの見直しを検討します。

②市街地周辺部（用途地域外）

- 用途地域外については、自然環境と住環境が共存した土地利用や無秩序な市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域などの地域地区、景観計画、その他各種土地利用の法令に基づき計画的な土地利用を進めます。
- 人口密度が高く社会資本が整備された市街地周辺部、中心拠点をはじめこれら区域と一体的な市街地形成を図る地区については、市街地開発事業や道路整備と一体となった新たな用途地域や地区計画の指定などを検討します。（具志川の用途地域の指定、北部市街地周辺などの用途拡大）
- 「うるま市産業基盤整備計画基本計画」に基づく新規産業用地や、石川インターチェンジ周辺、（仮称）うるまインターチェンジ等の物流拠点となる地区周辺においては、市街地開発事業や道路整備と一体となって、用途地域の指定など土地利用の規制誘導手法を検討します。（産業系の開発による土地利用の見直し）
- 観光と連携した地域振興等に向けて、幹線道路沿線や海岸沿い、世界遺産勝連城跡周辺など、周辺の歴史、自然等の地域資源と連携した開発が想定される地域については、用途地域等をはじめとした地域地区の見直しのほか、景観計画と連携しながら、計画的な土地利用の検討を進めます。（観光、景観と連携した土地利用の見直し）

図：土地利用の方針図



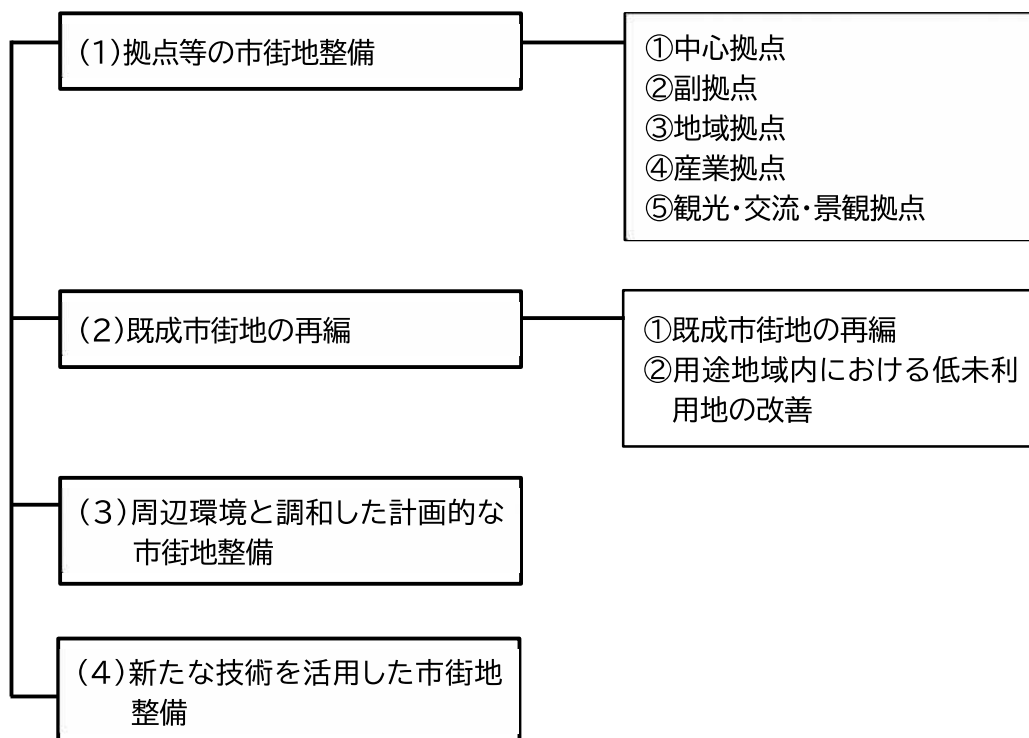
調整用白紙

3-2. 市街地整備

1. 基本的な考え方

- 多極連携・集約型都市の形成に向けて、中心拠点、副拠点、地域拠点について各種都市機能の誘導と周辺の居住地が一体となった市街地の再編を目指します。
- 各拠点の魅力やまちの多様性の創出と質の高い持続可能な都市構造の形成を図り、居心地が良く歩きたくなるウォークラブルなまちづくりの推進や既存施設の有効活用などについて、エリアマネジメントをはじめとした公民連携（多様な主体）による取組みを推進します。（都市のマネジメント）
- 産業・観光振興及び居住地の確保など、新たな市街地整備にあたっては、周辺の自然環境と調和した計画的な整備を推進します。

<計画の体系>



2. 市街地整備の方針

(1) 拠点等の市街地整備

①中心拠点

- 市の魅力や活力を牽引するまちの顔となる中心拠点の形成に向けて、市民、事業者、行政の連携や都市再生特別措置法などの活用により、多様な都市機能の集積や活動を促進し、中心市街地の再編を図ります。
- 円滑にまちの回遊ができる歩行者ネットワークの構築及び住む人、訪れる人が楽しめる空間を演出するため、オープンカフェやイベント開催など、歩道や公園をはじめとする公共空間の有効活用に向けて、公民連携のウォークラブルなまちづくりの検討を進めます。
- 安慶名土地区画整理事業地区は、まちの顔として人の賑わいや交流に寄与する都市機能を誘導します。
- 安慶名土地区画整理事業地区を核として、ヌーリ川公園や沿道市街地の整備のほか、利便性が高い市街地環境の形成に向けて周辺の一体的な市街地整備や用途地域の見直しなどを検討します。
- 中心拠点としてのエリア価値を高めるため、交通結節点としての機能強化と滞留機能創出に向けた広域交通拠点の整備について、公民連携で取り組みます。



市街地再整備が進む
安慶名土地区画整理事業地区

参考：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり～ウォークラブルなまちなかの形成～
＜空間創出イメージ＞



出典：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度（法律・税制・予算等）の概要



左：歩行者空間の創出（道路の利用）

右：民地・公共空間のオープンスペース化



左：公園内のカフェの設置

②副拠点

- 北部（石川）市街地周辺は、周辺市町村との交流拡大に向け、市の発展に寄与する本島北部の玄関口としての拠点を形成します。
- 旧石川庁舎周辺においては、石川インターチェンジや金武湾港石川地区の近接性を生かし、交流人口拡大の拠点として滞在型観光空間の創出や、交通結節点の整備を含めた新たな産業集積地としての活用について、周辺地区と連携し一体的な整備検討を進めます。
- 石川インターチェンジ周辺は、アクセス性の高さを生かした交通及び物流拠点の整備や石川多目的ドームを核とした観光交流拠点に向けた整備を検討します。
- 江洲・赤道地域は医療、商業などの都市機能の集積状況を生かし、沖縄市をはじめとする周辺市町村と連携しながら、広域的な玄関口としての拠点を形成します。また、都市機能の集積による生活サービス向上や定住を促進し、市街地の再編を進めます。

③地域拠点

- 旧勝連庁舎周辺・旧与那城庁舎周辺においては、居住、商業・業務、医療・福祉のほか、地域特性に応じた施設を誘導・集積することで、生活利便性の向上を図ります。

④産業拠点

- 中城湾港新港地区などの産業拠点においては、県及び本市の産業振興及び雇用機会の創出に向け、「東海岸サンライズベルト構想」に基づいた流通機能や生産機能及び研究施設の立地・誘導を促進し、関係機関と連携しながら、必要な基盤整備や機能誘導を図ります。
- 産業基盤整備計画基本計画において位置づけられた仲嶺・上江洲地区については、新規産業用地の確保・雇用の場の創出に向けて、土地区画整理事業をはじめとした整備手法や土地利用の規制・誘導の見直し、また道路ネットワーク及び周辺地域との連携に向けた基盤整備を検討します。

⑤観光・交流・景観拠点

- 市のシンボルとなり得る観光・交流・景観拠点においては、市の賑わいや魅力を創出し、住む人、訪れる人が交流できる拠点の形成を目指します。
- 世界遺産勝連城跡周辺地区は、歴史ロマンを感じる交流空間の創出に向けて、勝連城跡周辺整備事業に公民連携手法を導入し、「勝連城跡」「文化観光施設」「勝連城跡公園」の3施設が効果的に連動する土地利用及び地域活性化の拠点づくりを進めます。



旧石川庁舎周辺地区
（新たな産業集積地としての活用検討）



勝連城跡周辺整備事業イメージ
出典：うるま市勝連城周辺整備事業（第三次改訂版）

(2) 既成市街地の再編

①既成市街地の再編

- 既成市街地の再編に向けては、空き家の有効活用や住宅密集地の改善が必要な地区の調査・検討を進め、建て替えの誘導に向けた取組みを促進します。
- 建築物が密集し、安全性・快適性において課題を有する密集市街地においては、市街地の再編に向けて、計画的な面整備や土地利用を検討します。

②用途地域内における低未利用地の改善

- 住居系用途地域のうち低未利用地が残る地区においては、指定された用途に沿った土地利用を図るため、地域の意向や周辺のまちづくりを踏まえながら、土地区画整理事業や道路整備などと一体となった市街地整備の検討を推進します。

(3) 周辺環境と調和した計画的な市街地整備

- 質の高い持続可能な都市を形成するための都市の成長管理（都市のマネジメント）を踏まえ、無秩序な市街化の拡大を防ぎ、環境に配慮した計画的な市街地整備を推進します。
- 新たな産業地の形成やインターチェンジ・道路整備に伴う開発の必要が生じた場合は、関連計画との整合を図り、公共投資の必要性や周辺環境に配慮した適切な市街地整備・開発を検討します。
- 面的・一体的なバリアフリー化を推進することによって、誰もが暮らしやすいまちづくりにつなげるため、「移動円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想」の策定を検討します。

(4) 新たな技術を活用した市街地整備

- ICT¹³やAI（人口知能）、IoT¹⁴やオープンデータ¹⁵の活用などにより、現在の都市の実態・課題を適切に捉えた計画の立案や整備進捗管理を検討します。
- SDGs¹⁶やSociety5.0¹⁷社会へのニーズに応えるため、スマートシティ¹⁸やスマートアイランド¹⁹の概念に基づく市街地整備について、公民学が連携し検討を進めます。

13 ICT:「情報通信技術」のこと。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術を表す

14 序-2 参照

15 オープンデータ:一般的には、国、地方公共団体及び事業者が保有するデータを、誰もが編集・加工等がしやすい形で、インターネットで公開すること。これにより、新たなサービスが創出されることが期待される

16 序-2 参照

17 序-2 参照

18 スマートシティ:先進的技術や官民データを活用し、まちの課題を解決し、新たな価値を創出するため、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するまちづくりの考え

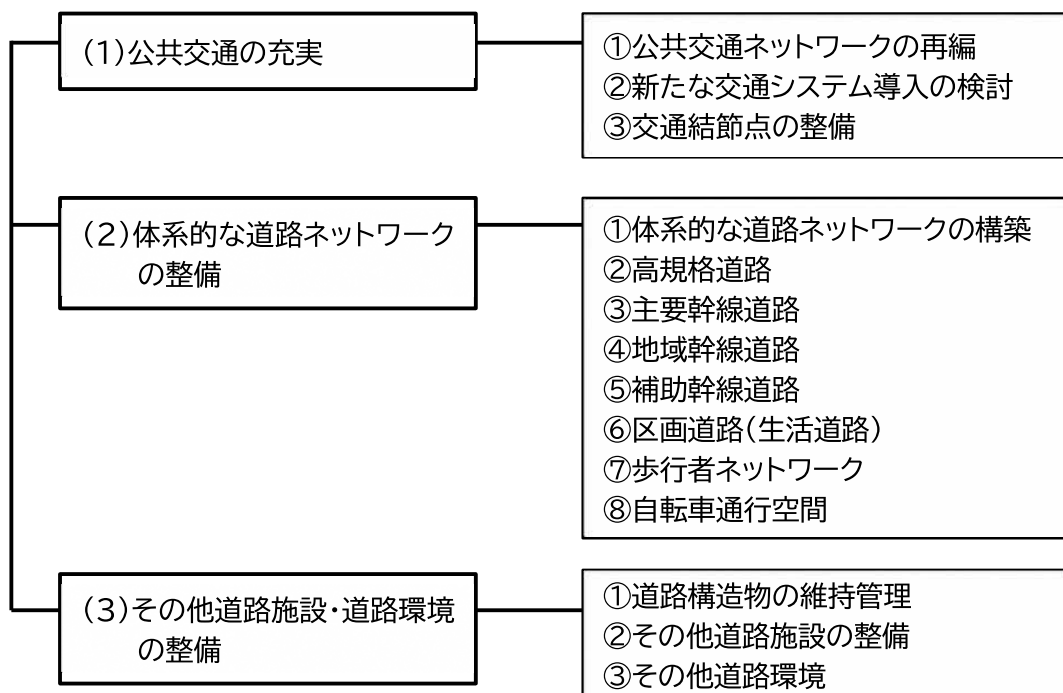
19 スマートアイランド:離島地域において、官・民や学などが連携して新しい技術や知見を導入することでさまざまな課題の解決に繋げ、離島の暮らしが改善し、産業が活性化するまちづくりの考え

3-3. 道路・交通

1. 基本的な考え方

- 多極連携・集約型都市構造の実現のため、都市の一体性や活力（産業の振興）を高め、誰もが安心・安全に移動できる道路ネットワーク・公共交通ネットワークの構築を推進します。
- 多極連携・集約型都市構造を支えるネットワークの構築や、過度な自動車利用に頼ることなく誰もが歩いて暮らせるまちづくりに向けて、公共交通ネットワークの再編を推進します。
- 広域都市間、地域間の連携や交流を支え、都市を形成するための骨格として、体系的な道路ネットワークを構築します。
- 拠点や都市軸周辺の市街地では、地域の魅力や価値の創出、市民の健康づくりや観光客などによる回遊性の創出を図るため、道路空間の活用や、歩行者・自転車ネットワークの形成を推進します。

<計画の体系>



2. 道路・交通の整備方針

(1) 公共交通の充実

①公共交通ネットワークの再編

- 多極連携・集約型の都市構造実現に向け、基幹バスを中心に、支線バスや公共施設間連絡バス²⁰、生活圏を踏まえたコミュニティ交通²¹が連携し、誰もが安心・安全に移動が可能となる公共交通ネットワークの再編を推進します。
- 公共交通ネットワークの再編にあたっては、拠点における市街地整備と連携したウォークアブルなまちづくりや、市民の健康づくりをはじめ、各種施策と連携し一体的な取組みを進めます。
- 地域住民や観光客の円滑な移動や回遊性を高めるため、津堅島との交通手段である平敷屋漁港、クルーズ船が寄港する中城湾港新港地区と各拠点やその他観光施設などを結ぶ公共交通ネットワークの構築を検討します。

②新たな交通システム導入の検討

- 利用者が少なく民間事業者の採算性が低いと想定される島しょ地域や公共交通空白地域については、利用者ニーズや地域特性に応じてコミュニティ交通（バス・タクシー）やデマンド型交通（デマンドバス・乗合タクシー）の運行など、新たな交通手段の導入システムを検討します。
- 基幹軸となる公共交通を導入するために、LRT²²やBRT²³をはじめ、地域に適した新たな交通システムなどの調査研究を進めます。また、関係機関の鉄軌道の導入に係る調査・検討と連携した調査研究を進めます。
- 中城湾港新港地区においては、通勤環境の向上及び交通の円滑化に対応した公共交通の導入を検討をします。
- 津堅島、島しょ地域及び観光地域においては、地域産業と連携しながら、うるま市産電気自動車などによるグリーンスローモビリティ²⁴を始めとする新たな交通手段を活用した地域交通の検討を進めます。



LRTの導入事例（広島市）
出典：国土交通省 HP



グリーンスローモビリティの導入例（津堅島での導入実証実験）

20 公共施設間連絡バス：うるま市において運行するコミュニティバス。市役所庁舎統合後の市民の行政手続き等の利便性の確保や公共交通空白地帯における交通手段の改善を目的に運行

21 コミュニティ交通：基幹バス、支線バス等のサービスが及ばない地域において提供される、デマンドバスや乗合タクシー等の交通サービス

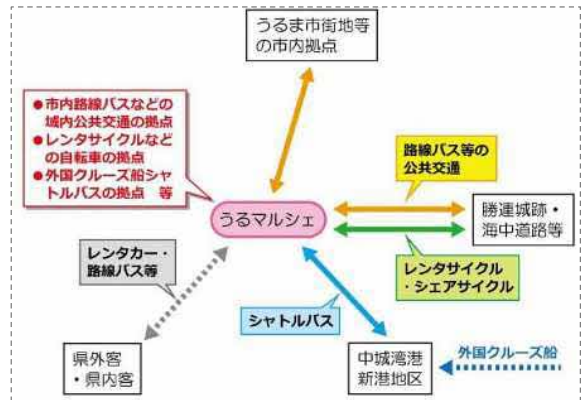
22 LRT:Light Rail Transit の略。低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと

23 BRT:Bus Rapid Transit の略。連節バス、PTPS(公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと

24 グリーンスローモビリティ：電動で、時速 20km 未満で公道を走る、4 人乗り以上のモビリティのこと

③交通結節点の整備

- 安慶名市街地周辺においては、中心拠点としてのエリア価値を高めるため交通結節点としての機能強化と滞留機能創出に向けた広域交通拠点の整備について公民連携で取り組みます。
- 石川インターチェンジ周辺などにおいては、アクセス性の高さを生かした交通結節点の整備及び機能の拡充を進めます。
- 屋慶名地区、中城湾港新港地区及びうるマルシェをはじめとした観光の拠点となる施設や地区周辺において、交通結節機能の強化に向けた検討を進めます。
- 交通結節点及び交通結節機能については、シームレス²⁵な乗り換え環境の向上や、人の移動の起点となる玄関口（ゲートウェイ機能）の創出に向けて、交流・滞留機能、パークアンドバスライド²⁶などの整備を検討します。



うるマルシェの交通結節機能強化イメージ
出典：うるま市総合交通戦略

(2) 体系的な道路ネットワークの整備

①体系的な道路ネットワークの構築

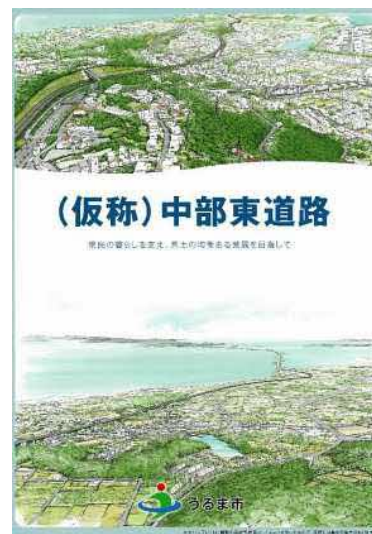
- 都市の骨格を形成するため市内の道路を「高規格道路」「主要幹線道路」「地域幹線道路」「補助幹線道路」「区画道路（生活道路）」などに分類し、市内外の円滑な移動の確保や交通渋滞の解消に向けて機能階層型道路ネットワークを構築し、それぞれの機能に応じた道路整備を推進します。
- 本市においては、農道が市内の道路ネットワークの一部を担っていることから、地域特性に応じた整備を推進します。
- 各種道路については、「うるま市道路整備プログラム」をはじめ、上位・関連計画に基づいた整備を推進します。
- 都市計画決定を行っている未整備道路のうち、道路構造令等に適合していない道路については、都市計画決定の変更を検討します。
- 長期未整備道路のうち、「うるま市道路整備プログラム」において廃止検討路線として位置付けられた道路については、周辺への影響を調査したうえで、計画の廃止を検討します。

25 シームレス:シームレスとは、「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする

26 パークアンドバスライド:郊外や都市周辺部のバスターミナルやバス停周辺などに駐車場を整備し、マイカーからバスへの乗り継ぎを図るシステム

②高規格道路

- 県土の骨格軸として、主要幹線道路などと一体となって適切に交通処理ができるよう配置します。
- 南北軸については、沖縄自動車道と国道 329 号を位置付け、関係機関との協議を図りながら、その機能の維持・強化を推進します。
- 東西軸については、県本島で消費される燃料油の約 6 割を供給している平安座島から、各拠点への強固な輸送道路の構築及び那覇空港から中城湾港新港地区や世界遺産勝連城跡へのアクセス性向上による産業・観光の振興を図るため、新広域道路交通計画に位置付けられた中部東道路の早期実現に向けて、関係機関と連携を図ります。
- 地域の活性化や沖縄北インターチェンジの混雑解消のため「(仮称)うるまインターチェンジ」の追加を検討します。



中部東道路の整備に向けたパンフレット

③主要幹線道路

- 高規格道路と一体となって、広域交通や隣接都市と連携し、都市内の拠点間・地域間相互の交通を集約して処理できるよう配置します。
- 国道 329 号の交通渋滞の緩和及び中城湾港新港地区などからのアクセス向上による地域振興を図るため、国道 329 号沖縄バイパスの事業化を推進します。

南北軸：国道 329 号、県道 75 号線（沖縄石川線）、県道 33 号線（川田州崎線）
県道 255 号線（石川池原線）、県道 36 号線
東西軸：県道 85 号線（沖縄環状線東）、県道 73 号線（石川仲泊線）
県道 224 号線（具志川環状線）

④地域幹線道路

- 都市内の各地域および隣接都市間の交通を集約する道路として、整備を推進します。

安慶名赤道線、県道 10 号線（伊計平良川線）、県道 8 号線（栄野比具志川線）、
県道 16 号線、県道 6 号線 など

⑤補助幹線道路

- 主要幹線道路あるいは地域幹線道路に囲まれた区域内で、発生集中する交通を集約し適切に処理することができる道路として配置します。

⑥区画道路（生活道路）

- 幹線道路などで囲まれた区域内に発生または集中する交通を円滑に集散するよう、区域内を通過する自動車の進入を誘導しないよう配置します。

⑦歩行者ネットワーク

- 道路の機能に合わせ、ユニバーサルデザインの導入などにより、歩行者が安全で快適に通行できる空間づくりを推進します。
- 拠点や市街地周辺においては、居心地が良く歩いて楽しいまちづくりの創出に向けて、都市の魅力や回遊性を高める歩行者ネットワークの形成や、歩道空間を活用したオープンカフェやイベントの開催といった、歩道空間の活用に向けた取組みを進めます。



安慶名プロムナード

⑧自転車通行空間

- 環境にやさしく、公共交通を補完する市民の身近な移動手段及び観光客の自転車利用環境の向上のため「うるま市自転車ネットワーク（東部地域）」に即した快適な通行空間の整備を推進します。
- 東部地域以外についても、自転車活用推進計画を策定するとともに、市全域における自転車通行空間の整備を検討します。
- 観光コンテンツとの連携や市民の健康増進を見据え、海中道路などにおいて、地域資源の魅力を最大限に生かしたサイクルツーリズム推進事業やレンタサイクル・シェアサイクルを実施し、サイクリングを活用した誘客、利用促進を図ります。



レンタサイクル・電動キックボード等の活用事例



自転車通行空間の整備

(3) その他道路施設・道路環境の整備

①道路構造物の維持管理

- 道路や橋梁などの道路構造物は、長寿命化計画²⁷に基づき計画的な維持管理と更新に努めます。

②その他道路施設の整備

- 交通量が多く事故が発生する危険性のある道路については、地域の実情や要望を踏まえ、計画的にカーブミラーなどの道路附属施設を設置し、適切な維持管理に努めます。
- 良好な景観の形成、通行空間の安全性・快適性の確保、また電柱などが倒壊することによる道路の寸断を防止する防災の観点より、無電柱化の整備を促進します。
- 誰もが安心・安全に移動することができる道路施設の整備を推進するとともに、「移動円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想」の策定を検討します。

③その他道路環境

- 通学路においては、「うるま市通学路安全プログラム」に基づき、行政と地域が連携して効果的・効率的な対策を検討するとともに、登下校時における安全性の向上を図ります。

<電線・電柱の地中化により期待できる効果>

出典：沖縄総合事務局北部国道事務所 HP

●期待できる効果



【安全で快適な歩行空間の確保】



【台風などの災害の防止】



【都市景観の向上】

●整備事例（国道329号うるま市石川地区）



対策前

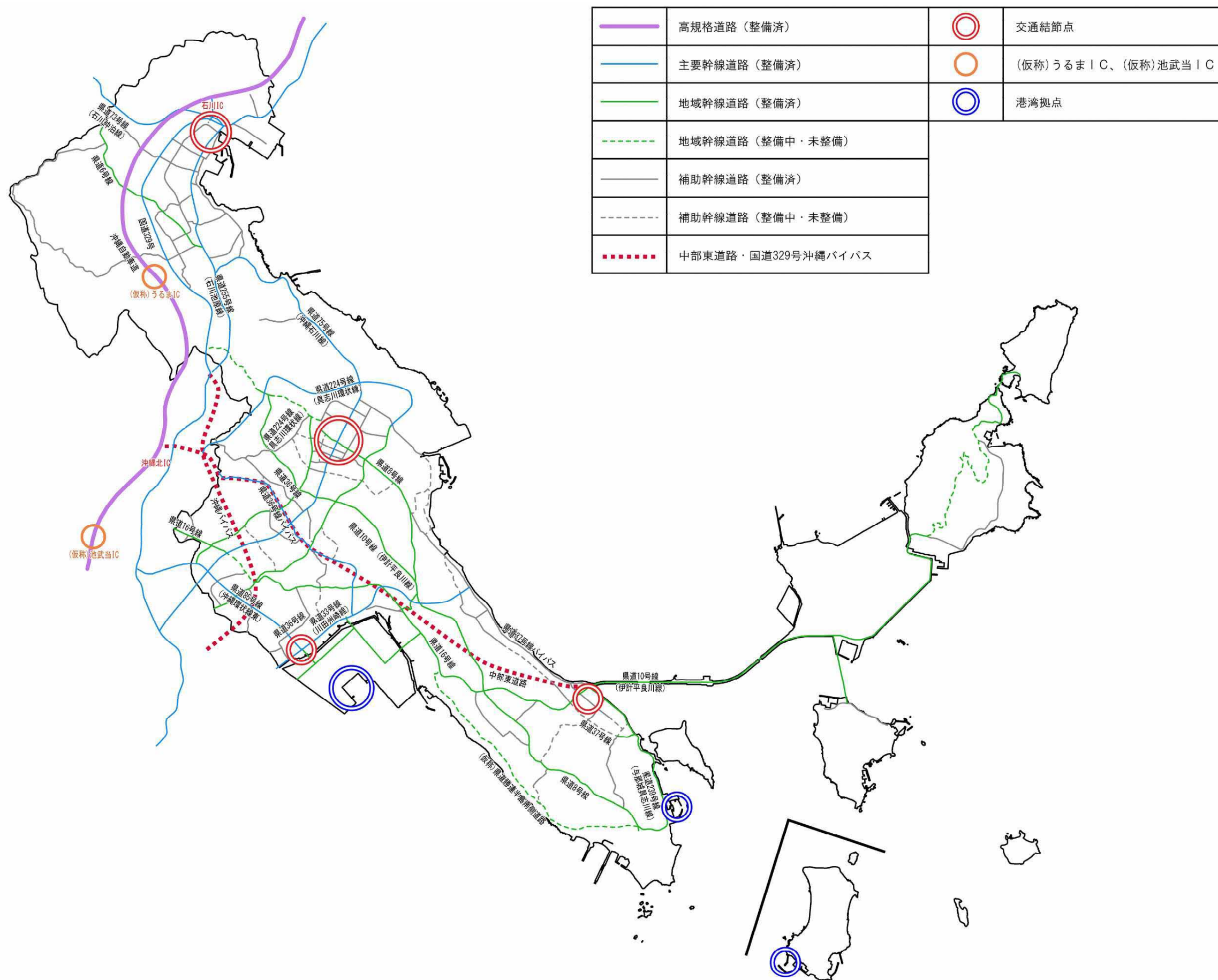


対策後

【地中化整備の対策前後】

27 長寿命化計画：公共施設等の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを示した計画

図：道路・交通の整備方針図



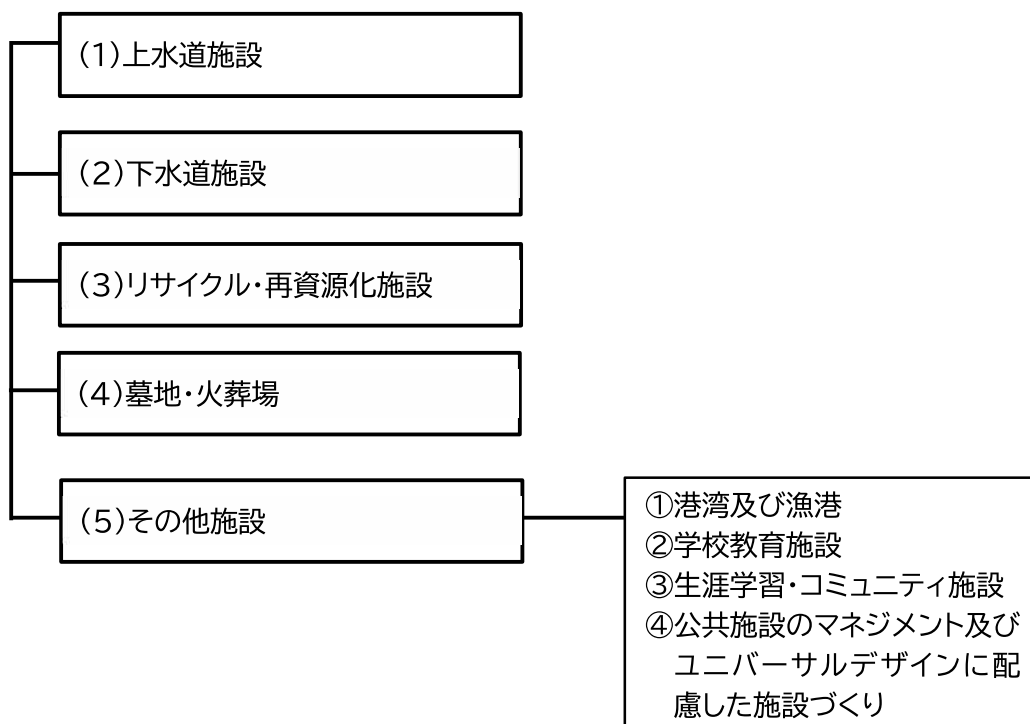
調整用白紙

3-4. 都市施設整備

1. 基本的な考え方

- 多極連携・集約型の都市構造の実現及び質の高い持続可能な都市づくりに向けて、市民の生活圏及び地域特性に配慮し、効率的・効果的な都市施設の整備・更新に努めます。
- 厳しい財政状況や少子高齢化、ICTをはじめとした情報通信技術の進展など社会動向を踏まえながら、管理運営コストの低減と住民サービス向上の両立を図るため、機能の複合化・多機能化、公民連携などの取組みを推進します。(アセットマネジメント²⁸)

<計画の体系>



28 アセットマネジメント:資産管理のこと。都市施設等の現状(経過年数、耐震性の有無等)を把握し、適切な施設の機能を維持するために、将来的に必要とされる施設の更新時期や、更新事業を行うための財政収支等、施設のライフサイクル全体における見通しを図ること

2. 都市施設整備の方針

(1) 上水道施設

- 安全で強靱な持続できる水道の実現に向け、「うるま市新水道ビジョン」を踏まえ、アセットマネジメントの手法を取り入れた計画的な水道施設の更新、適切な維持管理に基づいた長寿命化対策、水需要に合わせた施設のダウンサイジング²⁹などの取組みを反映した再構築事業計画の策定に取組みます。
- 料金関係業務と維持管理業務を民間事業者へ包括的業務委託を検討するなど、民間事業者との連携（PPP・PFI³⁰）の調査研究に取組みます。
- ライフラインとしての役割を果たすため、災害に強い水道施設の耐震化に取組みます。
- 水道施設の効率化や健全化を図るため、集約化（統廃合）を検討します。

(2) 下水道施設等

- 「うるま市汚水処理施設整備構想」「うるま市公共下水道事業計画」に基づき、都市のマネジメントの視点にたつて、公共下水道の計画的な整備・更新・維持管理及び農業集落排水の維持管理を行います。また、合併処理浄化槽施設の設置を促進します。
- 包括的民間委託など PPP・PFI の導入を検討し、県の流域下水道事業との広域化・共同化作業を含めた最適な手法を選定し、経営基盤の強化を図ります。
- 下水道整備は原則、計画区域の拡大は行わず、事業認可区域の整備困難地域を除く地区の整備を優先します。ただし、既成市街地や地域の振興に向け計画的な土地利用を進める地区においては、施設整備の検討を進めます。
- 津堅島の農業集落排水施設については、ストックマネジメント手法³¹を導入した適切な維持管理や改築更新を行います。
- 公共下水道などの集合処理区域外については、合併処理浄化槽の設置促進や補助金制度による支援に取組みます。
- 中部衛生施設組合（長尾苑）及び石川終末処理場内のし尿処理施設老朽化のため、処理計画を策定するとともに、関係機関との統廃合等について協議し、新施設への移行に取組みます。
- 石川終末処理場の既存不適格を改善します。

29 ダウンサイジング: 事業の効率化の観点から、施設の統廃合や再配置などにより施設の縮小、小規模化を図ること。新しい技術等を取り入れて機能を保ったまま小規模化すること

30 PPP/PFI: PPP(Public Private Partnership)は、公民連携事業の総称。PFI方式、指定管理者制度、包括的民間委託等も含まれる

PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方

31 スtockマネジメント手法: 機能診断、劣化予測を経て、維持管理費などライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する手法

(3) リサイクル・再資源化施設

- エコタウン・バイオマスタウン³²の形成、循環型社会構築のため、「うるま市環境基本計画」に基づき環境負荷の少ない社会づくりを推進します。
- 「うるま市循環型農業促進事業基本計画」の推進、情報通信技術の発展や循環型社会の形成に向けた自然エネルギーの活用など、都市と環境の共生に向けた取組みを促進します。
- 県と連携し、中城湾港新港地区に設置されたりサイクルポート（静脈物流ネットワーク³³）の強化・利用促進に取り組めます。

(4) 墓地・火葬場

- 計画的な地域でのまちづくり推進、景観などの維持のため、「うるま市墓地整備基本計画」及び墓地規制に関する条例に基づき、墓地建設の規制誘導に努めます。
- 墓地需要への対応や墓地の集約化に向けて、市民ニーズや墓地立地の動向を踏まえ、公営墓地の整備などについて検討を進めます。
- 火葬場は関係者と連携しながら、適切な維持管理を促進します。
- 具志川火葬場は老朽化が進んでいることから、環境や景観に配慮し、施設整備の検討を進めます。
- 石川火葬場の安定的な事業運営に関する支援を検討します。

(5) その他施設

① 港湾及び漁港

- 重要港湾に指定される中城湾港、金武湾港については、関係機関と協力し、企業誘致や物流インフラの整備促進、クルーズ船の寄港といった観光振興など、産業の活性化に向けた港湾機能の強化を図ります。
- 津堅島への連絡港である平敷屋漁港、津堅港については、引き続き交通結節機能の向上や漁港機能などの維持を図るとともに、地域の賑わいや活力創出に取り組めます。



クルーズ船（中城湾港）
出典：国土交通省港湾局産業港湾課 HP

32 バイオマスタウン：域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域

33 静脈物流ネットワーク：人の血管に例えて、動脈物流である製品系の輸送に対し、生産や消費活動で排出したものの輸送を示す。臨海部等において、リサイクル処理施設の集中立地等による静脈物流の拠点化や低コストで環境負担の小さい海上輸送を活用したネットワークを形成し、循環資源の収集・輸送・処理の適正化を図る

②学校教育施設

- 学校教育施設については、長寿命化計画に基づく改築、改修を順次進め、建物の健全化を図ります。
- 学校給食センターについては適切な施設配置、建設を検討します。
- 基地の飛行ルートにあたる地域にある学校の防音対策など、学習がしやすい施設整備を推進します。
- 学校の統廃合による跡地・跡施設については、「うるま市島しょ地域学校跡地・跡施設活用方針」などに基づき、地域住民と連携しながらまちづくり(コミュニティ形成、賑わい創出)に資する活用方策を検討します。

③生涯学習・コミュニティ施設

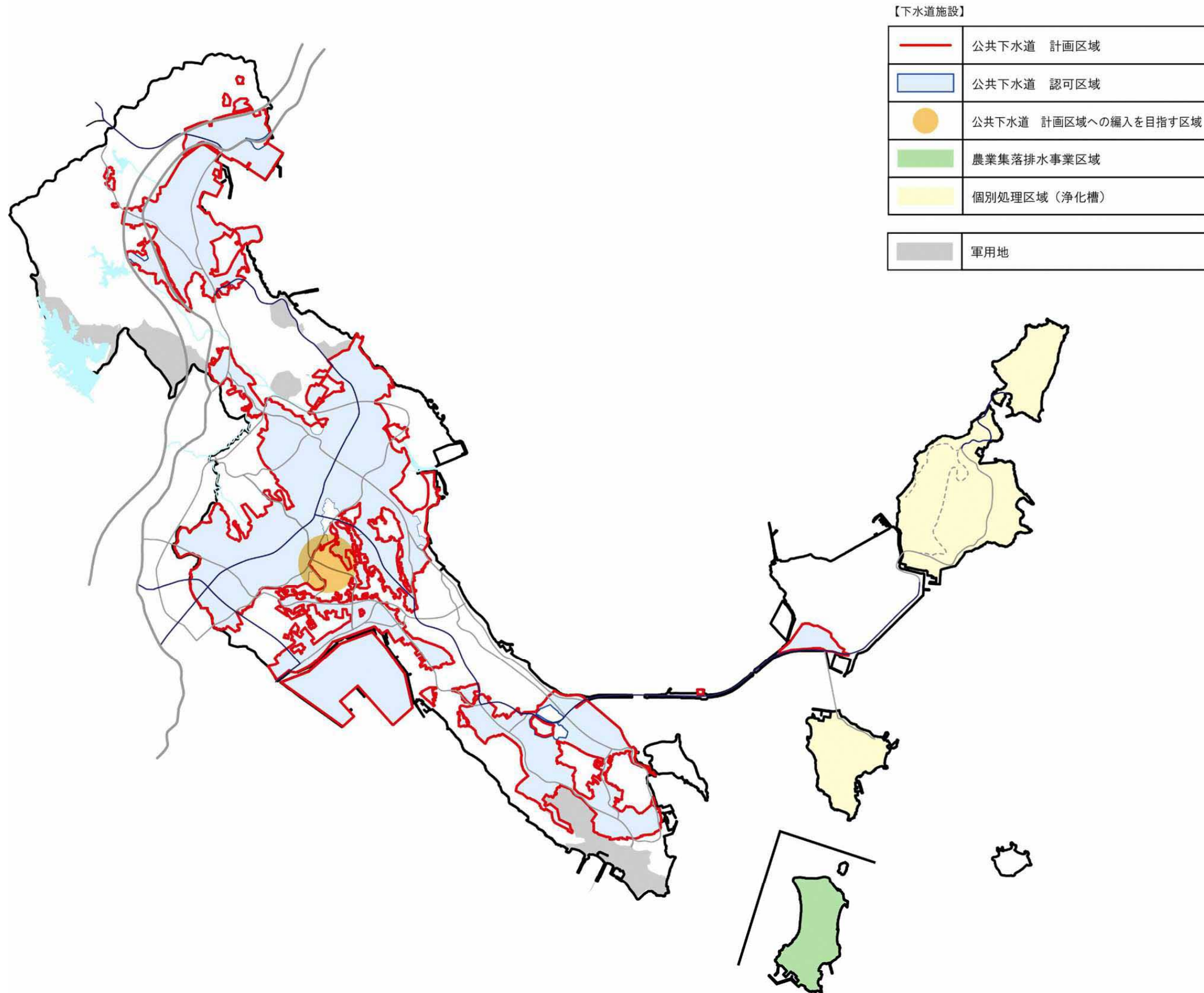
- 芸術文化施設、社会体育施設、レクリエーション施設及びコミュニティ施設(公民館)については、集約化・統廃合を検討するとともに、機能の異なる施設との複合化や指定管理者制度³⁴といった民間活力の導入推進により、施設の効率的な維持管理及び公共サービスの向上を目指します。
- 地域の交流や振興、コミュニティの核となる公共施設については、周辺のまちづくりと連携し、地域の賑わい創出や公共施設・公共空間の付加価値を高める取組みを促進します。

④公共施設のマネジメント及びユニバーサルデザインに配慮した施設づくり

- 「うるま市公共施設等マネジメント計画」及び「うるま市公共施設等総合管理計画」に基づき、類似した機能の集約化、統廃合などにより、公共施設における事務の効率化及び施設の効率的運用を推進します。
- 市役所、学校、道路・公園などの公共空間については、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすい環境整備を推進します。

34 指定管理者制度: 公の施設をノウハウのある民間事業者等が管理する制度のこと
指定管理者の企画・アイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供することが可能

図：都市施設整備の方針図



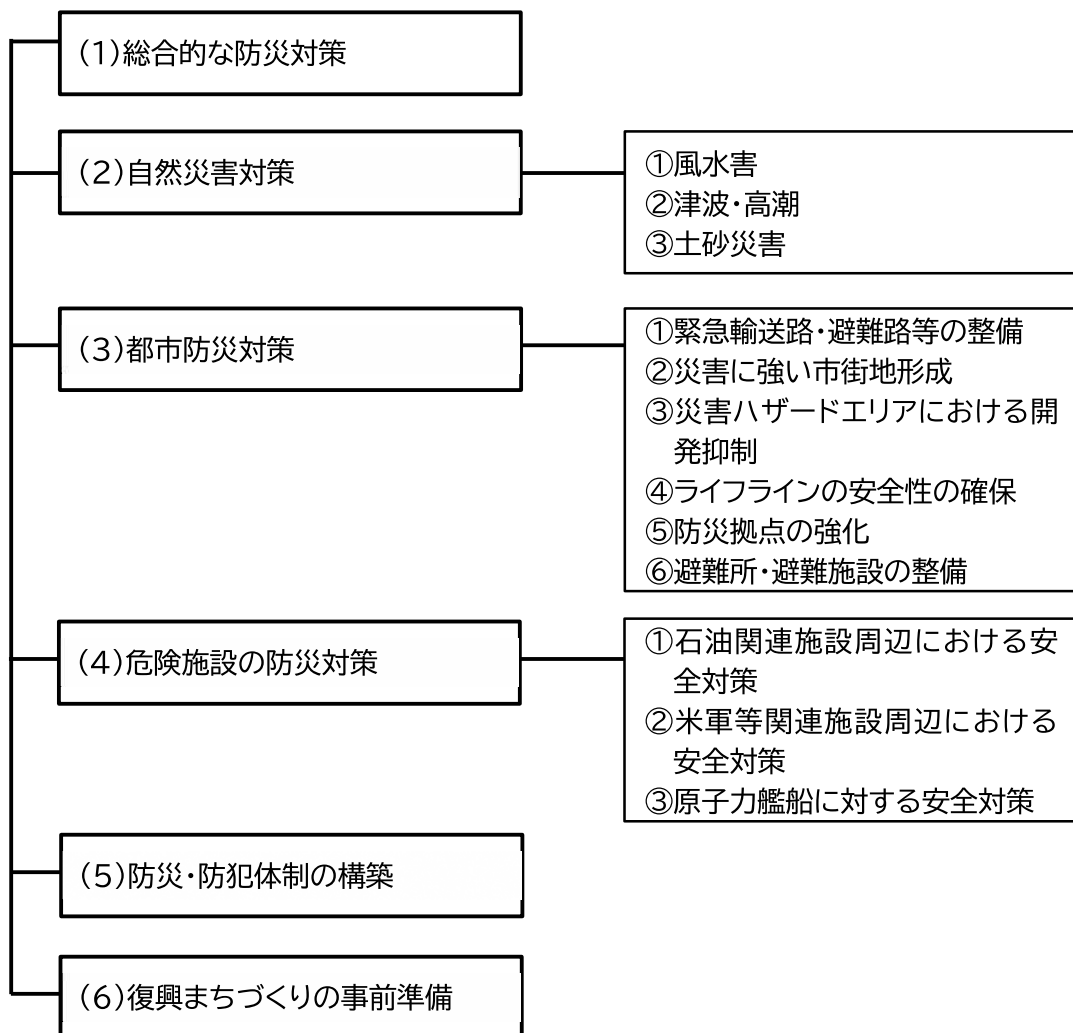
調整用白紙

3-5. 安全・安心まちづくり

1. 基本的な考え方

- 台風や集中豪雨による風水害や高潮、震災による津波などの自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに復旧・復興する「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けて、「うるま市国土強靱化地域計画」に基づき、都市の強靱化を推進します。
- 市民・事業者・行政との協働による自助・共助・公助の取組みを推進し、自主防災組織の設立など地域の防災力の向上を図ることで、安心して住み続けられる地域づくりを進めます。
- 石油関連施設や米軍施設など、災害発生時の危機管理上配慮すべき施設については施設管理者と連携し、災害対応の強化を推進します。

<計画の体系>



2. 安全・安心まちづくりの方針

(1) 総合的な防災対策

- 「うるま市国土強靱化地域計画」及び「うるま市地域防災計画」に基づき、想定される災害に関して総合的かつ計画的な防災行政を推進します。
- 災害時の円滑な避難が必要となる要配慮者利用施設³⁵の地域防災計画への指定や、避難確保計画の作成をはじめ、地域や関係者との協働により都市の防災力の向上を促進します。

(2) 自然災害対策

①風水害

- 河川の総合的な流域治水の向上を図るため、地域特性、土地利用状況に応じた治水対策を推進します。

<ul style="list-style-type: none">・水源涵養機能を有する森林、緑地などの保全・河川流域の調整池の整備・グリーンインフラ³⁶などによる陸地の保水機能の向上 など

- 総合的な治水対策に向けて、市街地の雨水・排水施設の適切な改善や維持管理により、浸水被害を軽減します。
- 浸水想定区域の設定や洪水予報などの伝達体制の整備、洪水ハザードマップの作成・配布を継続的に行います。

②津波・高潮

- 津波や高潮が発生する恐れのある海岸部、河川沿いの地域においては、周辺の景観や環境に配慮しつつ、関係機関と連携し、海岸保全施設の整備点検、避難体制の構築を行います。

③土砂災害

- 地震や降雨により土砂災害の危険性のある「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害警戒区域」などについては、警戒避難体制の構築、土砂災害警戒情報伝達などの災害対策を推進します。

(3) 都市防災対策

①緊急輸送路・避難路等の整備

- 避難・消防・救急・救助活動、救援物資などの輸送のための緊急輸送路は、「うるま市地域防災計画」に沿って、幅員の拡幅や電線の地中化などにより災害に強い道路整備を推進します。
- 緊急輸送道路については、災害時の救急活動人員や物資等の輸送を円滑かつ確実に行うため、関係機関と連携し、機能強化を図るとともに、中部東道路をはじめとする新たな道路整備及び代替路の確保を推進します。
- 避難路については、平常時から避難場所、経路などの周知を図り、観光客、来訪者にも容易に判別が可能な避難誘導標識の設置に努めます。

②災害に強い市街地形成

- 市街地や集落地においては、地震や火災などから都市の安全性を確保するため、地域の課題に応じた対策を推進します。

- ・災害時の消防・救急・救助活動を円滑にするため、狭あい道路や行き止まり道路の改善
- ・火災による延焼を防ぐため、緊急輸送路や避難路を中心とした延焼遮断帯の形成や公園・緑地や防災広場などのオープンスペースの整備 など

- 内水被害や外水被害が想定される区域は、総合的な治水対策や市街地の雨水処理能力の向上を進め、水害の防止に努めます。
- 災害時に消防・救急・救助活動を効率的に展開できるよう、石川消防署庁舎の耐震強化、平安座出張所の高台移転、防災行政無線の配置の見直しや設備の整備・充実を推進するとともに、各地区でのヘリポートの設置を検討します。

③災害ハザードエリアにおける開発抑制

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、集約型都市の形成と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を進めます。
- 災害危険区域での新規開発などに対しては、「うるま市防災減災マップ」の配布により危険性の周知を行うとともに、土地利用規制の活用や開発許可制度及び各種法制度の活用により一定の開発規制を行います。

④ライフラインの安全性の確保

- 電気、通信といったライフラインについては、風水害、地震時の機能確保のため共同溝などの整備を推進します。
- 各施設管理者と連携し、災害時の防災性が高い施設整備に努めます。

⑤防災拠点の強化

- 災害時の防災拠点となる市役所本庁舎の機能強化や代替機能の導入などを検討します。

⑥避難所・避難施設の整備

- 緊急時の避難所となるコミュニティ施設、小・中学校などの確保を図り、防災拠点としての機能を高めるため、貯水槽、食料備蓄機能、情報機能の構築を検討します。
- 公園については、緊急時の避難場所、救援活動の場、火災に対する延焼遮断帯として、植樹や広場などの整備に努めます。
- 各地区における防災活動拠点の整備は、地域コミュニティ活動を通じた自主防災組織の活動に即した施設整備を推進します。

35 要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

36 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの

(4) 危険施設の防災対策

①石油関連施設周辺における安全対策

- 平安座地区石油コンビナート等特別防災区域の災害対策については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に基づき、周辺地域における防災対策を推進します。

②米軍等関連施設周辺における安全対策

- 米軍基地の弾薬庫や米軍貯油施設など、災害時に大規模な被害が発生する可能性のある施設周辺の災害対策については、米軍との協力体制による一層の予防対策を行うとともに、地域における啓発活動や防災活動を推進します。

③原子力艦船に対する安全対策

- ホワイトビーチ周辺においては、原子力艦船などの入港に起因した放射能漏れ事故への不安要因を抱えており、関係機関と連携を密に原子力艦船などの入港時における放射能モニタリングの強化を促進するとともに、緊急連絡体制の強化を図ります。

(5) 防災・防犯体制の構築

- 災害時に地域での組織的な活動に取組めるよう、自主防災組織の設立や自治会などのコミュニティ組織やボランティア組織の設立・活動支援を行います。
- 要配慮者や来訪者の避難などが適切に実施可能となるように、地域や関係機関と協力し、情報の共有化や伝達体制の強化を図ります。
- 市域を超えた広域的な連携が可能となるよう、協力体制の構築を推進します。
- 地域における犯罪を未然に防ぐ環境が形成できるよう、警察や地域、関係機関や民間団体と協働でコミュニティ組織における防犯活動を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラなどの整備により、地域防犯力の向上を推進します。

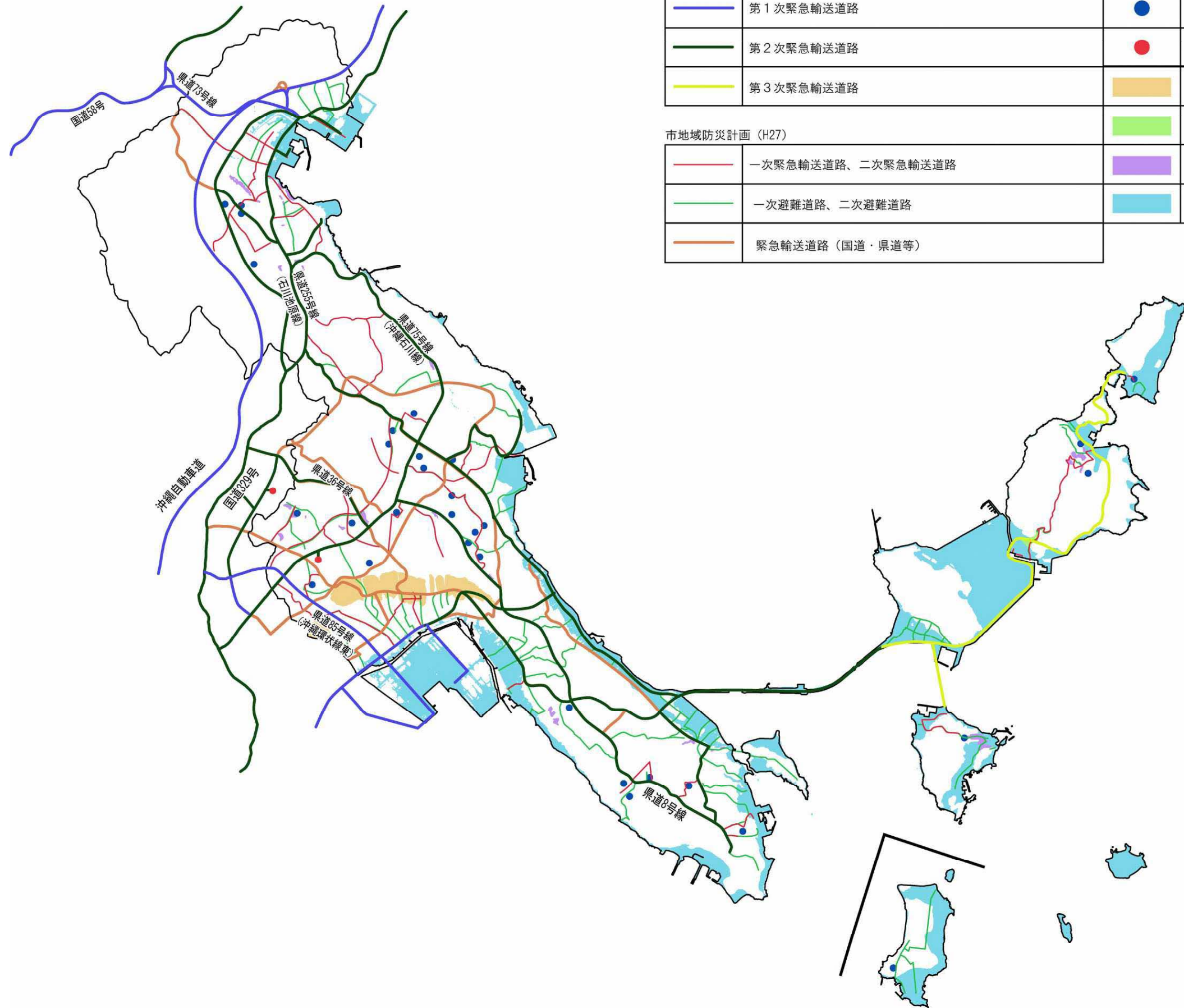


うるま市防災アプリ
(防災情報伝達システム)
出典：うるま市HP

(6) 復興まちづくりの事前準備

- 災害発生後、迅速かつ着実に復興できるよう、復興の方針や進め方など、復興に向けたまちづくりに関することを平常時から市民・事業者・行政で共有するために、復興事前準備に係る計画の策定を検討します。
- 復興事前準備の取組みを通して市民・事業者・行政が危機認識を共有し、まちの将来像の合意形成を図ることによって、防災まちづくりにつなげていきます。

図：安全・安心まちづくり方針図



県緊急輸送道路ネットワーク計画 (H31)

	第1次緊急輸送道路		広域避難場所
	第2次緊急輸送道路		災害医療拠点
	第3次緊急輸送道路		土砂災害警戒区域等（地すべり）

市地域防災計画 (H27)

	一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路		土砂災害警戒区域等（土石流）
	一次避難道路、二次避難道路		土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）
	緊急輸送道路（国道・県道等）		津波・高潮災害危険箇所

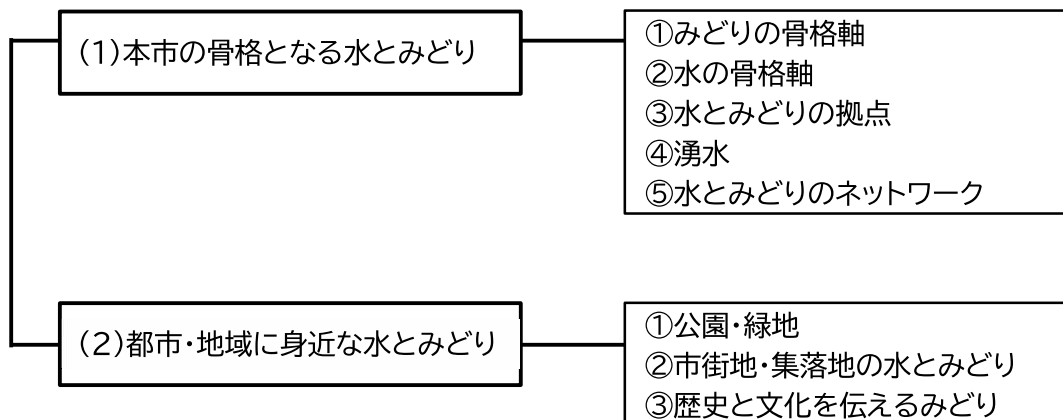
調整用白紙

3-6. 水とみどりの整備

1. 基本的な考え方

- 本市は、豊かで長い海岸線や河川、豊富な湧水とその周辺を取り巻くみどりという自然環境に恵まれています。これら本市の骨格となるみどり、世界遺産勝連城跡に代表される歴史文化資源や農村風景や屋敷林（集落の緑地）などの水とみどりは、本市の個性を表す貴重な資源として守るとともに、観光、レクリエーションの空間として活用を図ります。
- 市街地と一体となった道路、公園などのまとまったみどりの空間、住宅地の生垣や民有地の緑地など、市街地空間の水とみどりは、まちに潤いを与え、都市の質的向上をもたらす資源として、地域や関係機関と連携しながらつくり、育てます。
- 自然環境が持つ多様な機能を活用し、生活の質の向上や安全・安心で持続可能な都市づくり・地域づくりを目指すグリーンインフラに関する取組みを推進します。
- 水とみどりを守り、活用し、つくり、育てていくとともに、持続可能な都市づくりに向けて、公民連携による取組みや地域住民との協働によるまちづくりを進めます。

<計画の体系>



2. 水とみどりの整備方針

(1) 本市の骨格となる水とみどり

①みどりの骨格軸

- 石川岳一帯などのまとまった緑地が形成されている地区においては、市街地を囲む本市の骨格となる自然環境として保全しつつ、市民や来訪者の憩い・交流の場、観光・レクリエーションの拠点として一体的な整備を推進します。
- 丘陵地及び斜面地といった、市街地に近接する地域の特徴ある緑地の維持保全を図るため、必要に応じて風致地区や緑地保全地域の指定などを検討します。



緑の軸-石原高原展望台からの緑

②水の骨格軸

<海岸・海浜>

- 金武湾や中城湾に面した海岸線については、良好な自然環境や生態系があるため、海岸保全区域の良好な維持管理、海岸、海浜の周辺地域と調和した利用を促進します。
- 市民や来訪者の憩いの場、交流の場、自然体験の場及び観光・レクリエーションの場などとして、海岸・海浜の利活用を促進します。
- 海中道路や津堅島など、海洋レジャーに適した海浜を積極的に活用し、賑わいの創出を図ります。
- 高潮や浸食の危険のある海岸線については海岸の持つ特徴を生かしつつ、海岸保全を推進します。
- 海岸線沿いに指定されている保安林は、防風林や潮害防止などの防災機能として、また自然景観機能や生態系の確保のために、その管理と保全を推進します。



宮城島の海岸地域



海中 SUP（海中道路）
出典：うるま市観光物産協会 HP

<河川>

- 2級河川天願川や2級河川石川川の河川については、県と連携しながら生態系に配慮した親水性の高い多自然型の川づくりや、市民が交流するレクリエーションの場としての整備を検討します。
- 準用河川、普通河川の維持管理、治水機能の強化及び周辺の水とみどりの保全を推進します。
- 赤土や家庭から排出される汚濁水の公共水域への流入を抑制するため、県や関係機関と連携を深め、パトロールや原因者への指導、市民への啓発などを通し、自然環境の保全を推進します。

- きれいな水環境の保全・回復を図るため、地域住民と協働による環境美化活動を支援します。

③水とみどりの拠点

- 石川岳周辺の自然交流の場、世界遺産勝連城跡周辺地区、島しょ地域を中心に広がる海洋性リゾート地域については、憩い、賑わい、交流などの空間として、豊かな水とみどりの環境（自然）と調和した整備を進めます。

④湧水

- 主要な湧水については、水資源とともに歴史文化や親水性のある地域の憩いの場となる地域資源として地域による環境整備や維持・保全を支援します。

⑤水とみどりのネットワーク

- 市街地内の街路樹や都市公園と、水とみどりの骨格軸や拠点を結ぶことで、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

(2) 都市・地域に身近な水とみどり

①公園・緑地

- 市民の憩いの場や防災機能を有した良好な都市環境を確保するため、「うるま市みどりの基本計画」「うるま市公園整備プログラム」などにに基づき、公園・緑地の整備、再配置、一部廃止、集約化及び機能更新を進めます。
- 行政区に公園がない地区については、身近な遊び場や災害時の一時避難場所確保のため「うるま市公園整備プログラム」に基づき整備の検討を進めます。
- 質の高い多極連携・集約型都市の形成や公共施設のマネジメントの観点に基づき、既存公園の適正な維持管理や長寿命化とともに、各施設の複合的な機能の利用により、公園が有する機能の確保、向上に努めます。
- 「うるま市地域防災計画」において、広域避難場所として位置付けられている公園の防災機能拡充及び、防災上必要と認められる公園の一時避難場所指定について、関連部署と連携して検討します。
- 公園・緑地の維持管理やみどりとオープンスペースの多機能性を最大限に引き出すため、地域や企業と連携した里親制度、Park-PFI³⁷制度をはじめとした公民連携の取組みを推進します。
- ヌーリ川公園、石川市民の森公園をはじめとする都市公園について、地域特性に合った公民連携の手法を用い、水とみどりが調和した整備を検討します。



石川運動広場
(公民連携による都市公園の活用)

37 Park-PFI 制度: 公募設置管理制度(Park-PFI)(都市公園法)
都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定することで、民間資金等を活用した公園利用者の利便の向上や公園管理者の財政負担の軽減を図ることができる

②市街地・集落地の水とみどり

- 都市や地域の魅力を高めていくため、地域住民と協働し、住宅地や公共施設周辺の緑化を誘導します。
- 島しょ地域における良好な景観を有する緑豊かな集落地については、「うるま市景観計画」をはじめ、各種法制度を活用し、集落環境の保全とともに、地域の活性化に向けた取組みを進めます。
- 公共建築物や大規模な事業所などでは、積極的な敷地内緑化を進めます。また、主要な幹線道路沿道においては、都市景観の創出やまちなかの回遊性の創出と連携し、街路樹などの整備を推進します。



みどり豊かな集落



高江洲中学校の壁面緑化

③歴史と文化を伝えるみどり

- グスクや拝所などの、歴史文化遺産と一体となり古くから大切にされてきた緑地の保全・整備を推進します。
- 世界遺産勝連城跡周辺地区においては勝連城跡周辺整備事業により、市民や来訪者の交流・観光の拠点としての活用及び世界遺産として魅力ある整備を推進します。
- 文化的に価値の高い地区においては、策定予定の「うるま市文化財保存活用地域計画」に基づき、歴史・文化資源としての保全・活用を検討します。

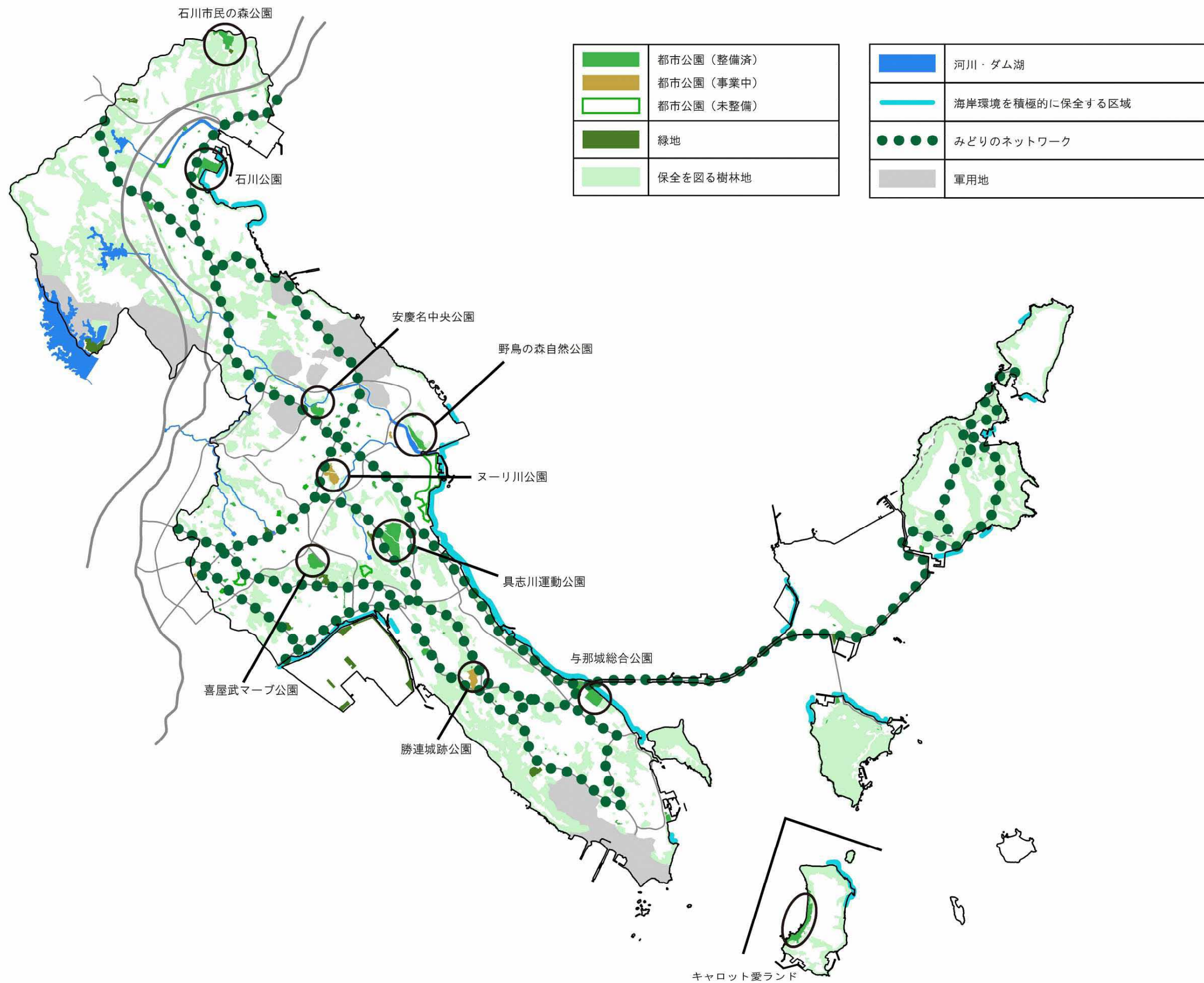


東の御嶽（しぬぐ堂）-浜比嘉島
出典：うるま市観光物産協会 HP



勝連城跡公園イメージ
出典：うるま市勝連城周辺整備事業（第三次改訂版）

図：水とみどりの整備方針図



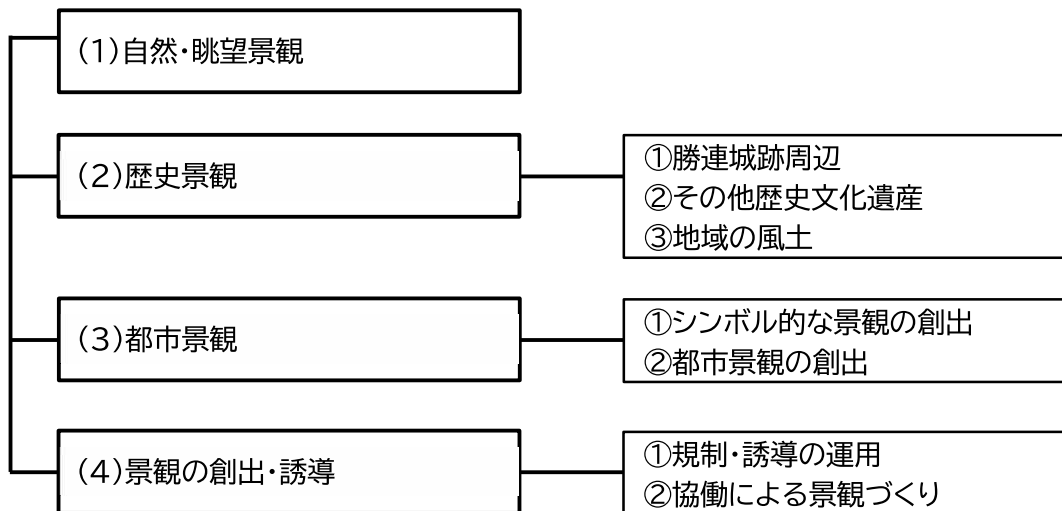
調整用白紙

3-7. 都市景観づくり

1. 基本的な考え方

- 「うるま市景観計画」に則り、個性豊かな地域固有の自然、歴史や伝統文化、人々の暮らしによって生み出される多彩で特色ある美しい景観を次世代に引き継ぐ取組みを推進します。
- 景観づくりにあたっては、本市の貴重な資源として認識する（きづく）とともに、共有し、住民や事業者、行政の協働により、まもり、つくり、そだて、いかす取組みを推進します。

<計画の体系>



2. 都市景観づくりの方針

(1) 自然・眺望景観

- 本市の持つ美しい海と海岸線、地域にまともって残る緑地や農地など、豊かな自然が織りなす景観の保全を推進します。
- 世界遺産勝連城跡から臨む360°の大パノラマや海中道路からの美しい眺め、石川高原展望台、屋慶名展望台、野鳥の森自然公園展望台、シヌグ堂などの高台からの海への眺め、山並みの眺めなど、美しく多彩な眺望を保全します。
- 県内最大の干潟の面積と海岸線の長さを有する海岸景観とそこで生活する人々の暮らしを記録し、その歴史文化遺産の来歴や経緯などを市民・関係者と共有し、その保全、活用に向けて、協働による取組みを促進します。



浜比嘉島（自然景観）



世界遺産勝連城跡（眺望景観）
出典：うるま市観光物産協会 HP

(2) 歴史景観

① 世界遺産勝連城跡周辺

- 世界遺産勝連城跡及びその周辺においては、景観地区の指定、勝連城跡周辺整備事業に基づき、歴史文化、自然を感じる空間づくりに加え、交流や賑わいを創出する拠点として、まちづくりと連携した文化・観光の振興に資する景観づくりを推進します。
- 地域の魅力や価値をさらに高めていくため、各種法制度と連携のもと、建築物の制限、土石の採取などを制限する環境保全地区の検討や、地域振興・観光拠点形成に向けた公民連携の活用及び無電柱化の取組みを検討します。



世界遺産勝連城跡



勝連南風原景観地区
(建築物・工作物に景観形成基準を指定)

②その他歴史文化遺産

- 各地域に残る城跡やグスク、御嶽、拝所、村ガー、石垣、屋敷林、昔ながらの生活の佇まいを残す集落など、市内に豊富に存在する歴史・文化的資源を大切に守る取組みを推進します。
- 具志川・照間の中のイグサ（ピーグ）田や兼箇段のキク畑などの特徴的な農業景観、島しょ地域に分布する史跡をはじめ、本市の歴史や文化を次世代に継承するため、それらの魅力を記録し、歴史文化遺産の来歴や経緯などを市民、関係者と共有するとともに、その保全、活用に向けて、協働による取組みを促進します。
- 地域特性を生かした歴史・文化景観の検討にあたっては、地域との協働による取組みのもと、地域の活性化や観光振興など、まちづくりと一体となった取組みを進めます。

③地域の風土

- 無形民俗文化財のウスデークやエイサー、獅子舞、闘牛などの景色も景観の一つであり、地域のまちづくりの大切な要素として景観づくりを推進します。
- 地域の文化遺産については記録・保全に努め、地域の民俗芸能とその来歴を後世へ伝え、地域の風土と景観づくりを進めます。



エイサー

(3) 都市景観

①シンボリックな景観の創出

- 本市の個性や魅力を高めるシンボリックな景観として世界遺産勝連城跡、海中道路及びあやはし館周辺をシンボル景観拠点として位置付け、引き続き魅力的な景観づくりを推進します。
- 人々の動線となる道路は本市を印象づける「顔」となるため、良好な自然景観、歴史・文化景観、眺望景観といったうるまらしい景観を演出するネットワークとして景観整備を行います。
- 大規模な公共施設をはじめ、地域のシンボルとなる施設の整備にあたっては、景観に配慮したデザインの誘導を進めます。



シンボル軸となる海中道路



シンボルとなる施設（うるま市役所）

②都市景観の創出

- 石川地域の山並みや金武湾を囲む稜線といった特有の地形や、具志川・照間の間のイグサ（ビーグ）田といったのどかな農業景観、地域固有の歴史文化、安慶名土地区画整理事業を始めとする新しいまちづくりの動向など、多彩な地域特性を尊重した景観づくりを推進します。
- 中心拠点、副拠点をはじめ、本市及び地域の拠点となる地区周辺においては、都市の質的向上や回遊性の創出など、都市の魅力を高めるため、景観計画や地区計画などの制度を活用し、各拠点・地域に適した都市景観を創出します。
- 住宅地や商業地においては壁面や屋上の緑化、街路樹や花壇の整備を行い、緑豊かでうるおいのある景観形成を行います。



具志川のイグサ（ビーグ）田

（4）景観の創出・誘導

①規制・誘導の運用

- 地域の特性に合わせ「うるま市景観計画」に基づいた景観地区の指定や景観づくりの基準の運用により、周辺と調和した適正な景観の保全整備を行います。
- 「うるま市景観計画」において重点地区の候補とされている地区についても、地域住民との対話を行いながら合意形成に向け取り組みます。
- 事業者などが建築や開発行為などを行う際に基準内容に関する理解を促すため、「うるま市景観計画ガイドライン」を積極的に活用します。
- 地域の特性や土地利用方針と連携し、「うるま市景観計画」の規制・誘導の見直しを適切に行います。

うるま市 勝連南風原 景観地区まちづくり計画 勝連南風原地区の景観形成ガイドライン



景観地区まちづくり計画
(景観法に基づき定められた景観
まちづくりの基準となる計画)

②協働による景観づくり

- 緑化促進・普及活動の実施、景観賞の開催など景観に関する広報活動を通じ、市民・行政・事業者・NPOといった各主体の意識醸成、担い手の育成取組みを推進します。
- 市民・行政・事業者それぞれが景観形成に対する認識を高め、相互の役割を理解することで、三者一体となって相互連携・協働による計画的かつ実行的な景観づくりを推進します。

図：都市景観づくり方針

